

会議公開の根拠について

○千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準(平成21年5月29日21千政総職発第177号)〈抜粋〉

(会議の公開の基準)

第7条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

(2) 当該会議が千代田区情報公開条例(平成13年千代田区条例第2号)第7条第1項各号に規定する非公開情報(公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。)を含む内容について審議等を行う場合

(3) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

○千代田区情報公開条例(平成13年3月26日条例第2号)〈抜粋〉

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求(以下「請求」という。)があったときは、請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(次のいずれかに該当する者をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第

140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員((ア)に該当する者を除く。)

(ウ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員((ウ)に該当する者を除く。)

(2) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると明らかに認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 争訟、選考、入札、立入調査、取締等の事務に関する情報であって、公開することにより当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又は、これらの事務の公正、適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(4) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間での審議、検討、協議又は調査等に関する情報で、公開することにより、次のいずれかのおそれがあるもの

ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれること。

イ 不当に区民等の間に混乱を生じさせること。

ウ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすこと。

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれのある情報

(6) 法令等の規定により公開することができない情報

2 実施機関は、請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分でき、かつ請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、前項の規定にかかわらず非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

3 実施機関は、請求に係る公文書に非公開情報(第1項第6号に該当するものを除く。)が記録されている場合であっても、その情報を公開することが、公益上特に必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらずその公文書を公開することができる。